

身体拘束等の最小化・適正化に関する指針

東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院
入所施設 東大寺光明園
通所事業所 華の明

第1条 目的

本指針は、身体拘束等の適正化を推進し、利用者一人ひとりの尊厳及び基本的人権を尊重するとともに、身体拘束等を原則として禁止し、安全で安心できる生活を保障することを目的とする。

あわせて、利用者の生命、安全、尊厳及び日常生活を総合的に考慮し、最も制限の少ない支援方法を選択することにより、身体拘束等の最小化を推進するものとする。

第2条 基本方針

身体拘束等は、利用者の行動の自由を制限し、身体的及び精神的苦痛を与え、尊厳を損なうおそれがあることから、原則としてこれを行わない。

身体拘束等の最小化及び適正化は、虐待防止の重要な取組であり、職員個人の判断に委ねるのではなく、法人として組織的かつ継続的に取り組むものとする。

また、支援上の困難が生じた場合には、身体拘束等による対応を安易に選択せず、環境調整、支援方法の見直し、見守り体制の工夫、関係職種との連携その他の代替手段を優先して検討する。

当法人は、身体拘束等を「行うか行わないか」の判断にとどまらず、身体拘束等に該当しない支援についても、その必要性及び妥当性を継続的に検証し、利用者の自由及び尊厳を最大限保証出来る支援を目指す。

第3条 適用範囲

本指針は、当法人が実施するすべてのサービスに適用する。

身体拘束等の最小化・適正化に関する基本原則、判断基準、記録、委員会、研修及び再発防止の考え方は法人内で共通とし、各サービスの特性に応じた具体的運用は、別に定める各事業の「身体拘束等運用マニュアル」によるものとする。

第4条 身体拘束等の定義

本指針における身体拘束等とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的又は行動上の自由を制限する行為をいう。

身体拘束等に該当するか否かの具体的判断については、別に定める「身体拘束等運用・判定基準マニュアル」によるものとする。

なお、姿勢保持、変形又は拘縮の予防その他医療的又は機能的必要性に基づき使用される機器等については、使用目的、医師等の意見、利用者の状態及び支援方法を踏まえ、慎重に判断するものとする。

第5条 原則禁止

当法人は、利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

職員の都合、人員不足、事故予防に関する抽象的な懸念、指示に従わないことのみ、又は支援のしやすさのみを理由として身体拘束等を行ってはならない。

また、身体拘束等は、一時的な対応であっても漫然と継続してはならず、常に解除を前提として対応するものとする。

第6条 やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件

身体拘束等は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、例外的に実施することができる。

- 一 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - 二 非代替性 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
 - 三 一時性 身体拘束等が一時的なものであり、継続的な実施を前提としないこと。
- 前項のいずれかの要件を欠く場合は、身体拘束等を行ってはならない。

第7条 身体拘束適正化・最小化委員会の設置

当法人は、身体拘束等の適正化及び最小化を推進するため、身体拘束適正化・最小化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、法人全体の共通方針の確認、事案の検証、再発防止及び未然防止の取組の推進を行うものとする。

なお、委員会は、虐待防止委員会その他既存の会議体と一体的に運営することができるものとする。

第8条 委員会の役割

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 身体拘束等の最小化・適正化に関する検討
- 二 身体拘束等の発生状況、実施状況及び解除状況の確認
- 三 身体拘束等が発生した事案の分析、再発防止及び未然防止の取組
- 四 本指針及び各事業の運用マニュアルの見直し
- 五 職員研修の企画及び実施
- 六 職員への周知徹底及び組織風土の醸成・改善
- 七 その他、身体拘束等の最小化・適正化の推進に必要な事項

第9条 委員会の構成及び開催

委員会の構成員は、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、看護職員、支援職員その他必要と認める者とし、必要に応じて外部有識者又は第三者の参加を求めることができる。

委員長は、原則として管理者又はこれに準ずる者が務める。

委員会は定期的に月1回開催するものとし、身体拘束等の発生時その他必要がある場合には臨時に開催する。

委員会における検討結果、改善策及び留意事項については、議事録、回覧、会議、研修その他適切な方法により、全従業員に周知徹底するものとする。

第10条 報告体制

身体拘束等又はその疑いのある行為が発生した場合には、当該職員は、直ちに所属長、管理者又はあらかじめ定める責任者に報告しなければならない。

報告を受けた管理者等は、速やかに事実確認を行い、身体拘束等の要否、継続の可否、解除に向けた対応及び再発防止策の検討につなげるものとする。

必要に応じて、委員会への報告、家族等への連絡、関係機関との連携その他必要な対応を行うものとする。

第11条 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、管理者の責任の下、前条の報告及び事実確認を経たうえで、その必要性を慎重に判断するものとする。

この場合、利用者本人に対して可能な限り説明し理解を得るよう努めるとともに、家族等に対しても、身体拘束等を行う必要性、方法、見込まれる時間又は期間、心身への影響及び解除に向けた方針を説明するものとする。

また、身体拘束等を行うに当たっては、代替手段の検討内容、実施方法、観察方法及び解除基準を明確にしなければならない。

第12条 記録

身体拘束等を行った場合には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 身体拘束等の態様
- 二 実施日時及び実施期間
- 三 実施時における利用者の心身の状況
- 四 緊急やむを得ない理由
- 五 検討した代替手段及びその結果
- 六 本人及び家族等への説明内容
- 七 実施中の観察内容

八 解除に向けた検討経過及び解除時の状況

九 その他必要な事項

前項の記録は、実施の適否を事後に検証できるよう、客観的かつ具体的に作成するものとする。

第 13 条 身体拘束等の解除及び事後検証

身体拘束等を実施した場合には、継続の必要性を定期的に見直し、解除可能と判断したときは速やかに解除しなければならない。

身体拘束等の実施後は、委員会又は管理者等により事後検証を行い、発生要因、支援方法、環境要因、職員配置、家族連携その他必要な事項を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

再発防止策は、個別支援計画、支援方法、生活環境、送迎方法、活動内容その他の見直しに反映させるものとする。

第 14 条 薬物の適正使用

当法人は、利用者の行動を制限することを目的として薬物を使用しない。

薬物の使用は、医師の診断および医学的必要性に基づき適正に実施し、治療上の必要性、有効性及び副作用について定期的に評価するものとする。

鎮静作用を有する薬剤その他利用者の行動に影響を及ぼす薬剤については、治療目的と行動制限目的を明確に区別し、身体拘束等の代替手段として漫然と使用してはならない。

必要に応じて医師、薬剤師、看護職員その他の関係職種が連携し、薬剤の適正使用について継続的に評価及び見直しを行うものとする。

第 15 条 研修

当法人は、支援に関わるすべての職員に対し、身体拘束等の適正化・最小化及び人権を尊重した支援に関する研修を実施する。

研修は定期的に実施するものとし、原則として年 2 回以上行う。

研修内容には、身体拘束等の定義、原則禁止、例外的実施の 3 要件、代替手段、利用者の尊厳の保持、記録方法、報告方法、解除に向けた取組及び再発防止等を含むものとする。

また、新たに採用された職員に対しては、採用時に身体拘束等の適正化・最小化に関する研修を実施するものとする。

第 16 条 運用マニュアル

身体拘束等の具体的な判断基準、判定方法、実施手順、記録様式、解除に向けた具体的取組その他必要な事項については、各事業の特性に応じて、別にそれぞれの運用マニュアルに定

めるものとする。

各マニュアルは、本指針に基づき作成し、内容の整合性を確保するものとする。

第 17 条 利用者及び家族等への閲覧

本指針は、利用者及び家族等が必要に応じて閲覧することができるよう、各事業所内で適切に備え付けるとともに、求めに応じて説明を行うものとする。

第 18 条 公表及び見直し

本指針は、法人内に周知するとともに、掲示、書面配布又はホームページへの掲載等の方法により公表する。

また、法令、報酬改定、通知及び運用状況の変化に応じて、少なくとも年 1 回見直しを行うものとする。

附則

第 1 条（施行期日）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条（改正）

- 1 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から一部改正する。
- 2 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から一部改正する。
- 3 この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から一部改正する。